

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

問合せ 「ねんきんダイヤル」
☎0570 (05) 1165

年金生活者支援給付金は、令和元年10月からの消費税引き上げ分を活用し、老齢基礎年金など公的年金等を含めても所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される給付金です。

給付金には、高齢者への給付金、障がい者への給付金、遺族への給付金があり、いずれも月額5,030円（令和2年4月分～）が給付基準額（※1）となります。

受け取りには請求書の提出が必要です。 ※1 給付基準額は、毎年、物価変動に応じて改定されます。



給付金種別	高齢者への給付金 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金	障がい者への給付金 障害年金生活者支援給付金	遺族への給付金 遺族年金生活者支援給付金
対象者の支給要件	①65歳以上で老齢基礎年金を受給している。 ②前年の年金収入額とその他所得の合計が約88万円以下である。 ③同一世帯全員の市町村民税が非課税となっている。	①障害基礎年金を受給している。 ②前年の所得が、約462万円以下（扶養親族数によって増額）である。	①遺族基礎年金を受給している。 ②前年の所得が、約462万円以下（扶養親族数によって増額）である。
給付額	月額 約5,030円 ※保険料納付済期間、保険料免除期間、所得等によって金額は異なります。	障害等級2級の方 月額 5,030円 障害等級1級の方 月額 6,288円	受給できる遺族が1人 月額 5,030円 ※2人以上の子が受給する場合は、子の数で割った金額が支払われます。

給付金の支給の手続きは？

現在年金生活者支援給付金を受給している方で、引き続き支給要件に該当する方は、お手続きは不要です。該当しなくなった方へは令和2年10月以降に不該当通知書が送付され、令和2年8月分から支給されません。

令和2年4月1日現在老齢・障害・遺族基礎年金を受給していて、新たに支給対象者になった方は令和2年8月分から支給対象です。日本年金機構から請求手続きのご案内が10月中旬頃から順次届きますので、手続きの案内が届いたら年金生活者支援給付金請求書（はがき）に氏名等必要事項を記入し、提出をしてください。

令和3年1月末までに提出しないと遡って支給されませんので、ご注意ください。

令和2年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給が開始される場合は、各年金の請求手続きと一緒に年金生活者支援給付金を請求することになります。

『ねんきんダイヤル』 ☎0570 (05) 1165 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）☎03 (6700) 1165

受付時間

月曜日 8時30分～19時 火～金曜日 8時30分～17時15分

第2土曜日 9時30分～16時

※月曜日が祝日の場合、翌開所日は19時まで。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

・お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

・代理人（二親等内）の方からお問合せいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

問合せ時の注意事項

令和3年度

町立幼稚園

中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園

園児を募集します

問合せ 子育て支援課 幼稚園・保育園担当 内線268



対象	入園資格	願書配布	願書受付	保育料等
3歳児 平成29年4月2日～平成30年4月1日生	各幼稚園区内※に住所があり、居住している方。 ただし、令和3年3月末までに杉戸町への転入が確実な方は、建築確認書等の証明になる書類の写しを添付して各幼稚園へお申込みください。	【配布日】 10月26日(月) 10月27日(火) 10月28日(水) 【配布時間】 14時～16時	【受付日】 11月4日(水) 11月5日(木) 【受付時間】 14時～16時	【入園料】 無償 【保育料】 無償
4歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日生	【1クラスの人数】 3歳児20名、4歳児35名、5歳児35名（4歳児・5歳児を優先的に受け入れます。） ※集団生活を行う上で心配がある方は、入園申込の際にご相談ください。 ※3歳児については、各幼稚園の施設状況等から、園区にかかわらず希望する幼稚園にお申込みください。実際の受け入れは、施設状況等により決定します。	【保育公開】 10月26日(月) 9時～11時 （この時間も願書を配布します）	【受付場所】 各幼稚園（中央・西・すぎと） 【持参するもの】 ・印鑑 ・入園願書 ・入園調査票 ※お子様を同伴の上お申込みください。	【バス送迎料】 （すぎと幼稚園のバス利用者のみ） 年額24,000円 ※無償化対象外
5歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生		【配布場所】 各幼稚園（中央・西・すぎと）		

※お住いの地域によって、通園可能な園が指定されています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。担当へお問合せください（すぎと幼稚園のバス送迎については、送迎希望者が定員を超えたときには、遠方の方を優先する場合があります。）。

・定員に空きがある場合、年明け以降、随時追加受け入れを行います。

・入園希望者が収容人数より多い場合は抽選とします。

・中央幼稚園、西幼稚園は通園バスによる送迎はありませんので、保護者の方の送迎となります。なお、原則、自家用車の送迎はできませんので、ご注意ください。

・令和2年度より、在園児を対象に預かり保育を実施しています。就労等の理由により、家庭での保育が困難な世帯の方が利用できます。（保育認定を受けた方は無料、一時利用は有料）

「彩の国動物愛護推進員」を公募します

問合せ 県保健医療部 生活衛生課
総務・動物指導担当 ☎048 (830) 3612

県では、動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間 9月1日(火)～11月30日(月)

活動内容

- 動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- 動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

申込方法等

県ホームページ（右QRコード）または各保健所（政令市・中核市を除く）、埼玉県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。

